**新型コロナウイルス軽症者等の宿泊療養にかかる宿泊施設の募集について**

　大阪府では新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養に備え、宿泊療養施設の確保を進めています。

　以下の募集概要を基本として、宿泊療養施設の開設にご協力いただける事業者の皆様を募集します。

１　公募施設

　府内の宿泊施設で以下の条件を満たすもの。

・１棟200室以上で１棟貸しが可能。

　・居室は原則個室。ただし、同居家族が同時に軽症者等として入居する場合は同室滞在する場合あり。

　・居室はいずれも風呂（浴槽あり）、トイレ、手洗い設備、冷暖房設備、内線電話が準備されていること。

　・生活支援等の対応を行う看護師等（計10名前後）の宿泊用の居室（フロア単位）及びスタッフの作業スペースを確保すること。なお､作業スペースには机、椅子、ホワイトボード、内線電話等を用意すること。

　・療養者が利用できるエレベーターが2台以上あること。

　・療養者が無料で利用できる洗濯機等があること。

　・Wi-Fi等のインターネット環境の整備。

　・各居室まで聞こえる館内放送設備があること。

　・療養者を自宅から施設に搬送する車両や救急車が一度に2台以上駐車できるスペースがあること。

　・宿泊施設が最低限準備する備品・日用品等（看護師等の宿泊用の居室分を含む。）は以下のとおり。

　　　寝具（ベッド､ベッドパッド､掛布団､枕）、リネン（シーツ上・下、枕カバー）、デスク、コンセント、テレビ、電気ポット、冷蔵庫、ごみ箱、トイレットペーパー、ティッシュ、スポンジ、シャンプー、リンス、ボディソープ、ドライヤー、歯ブラシ、粘着ローラー（共用可）、消毒液（共用可）、紙コップ、緑茶や紅茶などのティーパック

　（参考）府が準備する物品

・ホテル従業員等用防護具（防護服、目の防護具、サージカルマスク、ゴム手袋）

・体温計（予備）、パルスオキシメーター

※その他、タオルなど上記にないものは宿泊療養者に対して持参するよう事前に案内しますが、お持ちでない方には柔軟に対応してくださるようお願いします。

２　運営上の留意点

①従業員に対する安全措置

　　・清潔区域から汚染区域に入る際は、前室で防護具を装着すること。

　②廃棄物の処理

　　・汚染区域で排出される廃棄物は、感染性廃棄物として処理するため、必要な許可等を受けた処分事業者等と契約すること。

③その他

・応募をいただいても、府から療養者の受入れを要請するまでは通常どおりホテル営業をしていただいて構いません。

・近隣の企業や住民等に対する説明が必要な場合は、原則として事業者が行うこと。

３　応募について

（１）受付期間

　　　令和４年１月１１日（火曜日）～令和４年１月１４日（金曜日）

（２）応募方法

次のメールアドレスに以下の内容を記載の上、送付してください。（様式自由）
※現在、電話での質問は受け付けておりません。お手数ですが、メールでの問い合わせ

をお願いいたします。

shukuhaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　　1.事業者名、担当者名、連絡先（電話・メールアドレス）
　　　2.提供可能な宿泊施設の所在地、棟数、客室数
　　　3.提供可能開始時期
　　　4.その他（質問、提供に当たっての留意点等）

４　応募後の手続きについて

　・感染の拡大状況に応じ、適正な規模の宿泊施設を必要な時期に提供いただける事業者に対し、別途見積を依頼します。

別紙